

日本科学者会議
京都支部ニュース 1月号 No. 395

2017年1月11日発行

〒604-0931 京都市中京区二条通寺町東入榎木町95-3 延寿堂南館3階

Tel/Fax : 075-256-3132

E-mail : jsa-kbranch3132@mbox.kyoto-inet.or.jp

URL : <http://web.kyoto-inet.or.jp/people/jsa-k/>

ゆうちょ銀行振替口座 加入者名：日本科学者会議京都支部 口座番号：01050-6-18166

ゆうちょ銀行総合口座 加入者名：日本科学者会議京都支部 口座番号：14480-2800181

上記総合口座を他金融機関からの会費振り込みの受取口座として利用される場合は以下の内容を指定して下さい。

店名：四四八(読み ヨンヨンハチ) 店番：448 預金種目：普通預金 口座番号：0280018

目次

- 新年のご挨拶2
- 52期第3回 全国常任幹事会報告(12/17)2
- 関西技術者研究者懇談会12月例会(12/26)「京都・城陽の東部丘陵」開発“を考える”3
- 『日本の科学者』読書会12月例会(12/20)「課題山積みの東京オリンピック・パラリンピック—開催が歓迎される大会にするために」, レビュー：科学価値中立擁護論批判4
- 『日本の科学者』第4回近畿地区サポーター会議報告6
- ◆ 21 総学女性研究者・技術者分科会(9/4) 報告(その4)7
- 1月・2月の支部関連行事の案内8
 - ・1月読書会(1/17)
 - ・第6回 松ヶ崎科学トークカフェ(1/27)
 - ・第20回自然科学懇談会(1/28)
 - ・「学校統廃合と小中一貫校」を考える全国集会(2/26)
- ★ 寄稿：憲法を暮らしに生かす科学の目—裁判官の良心と内心の自由—(富田道男)9
- ◆ 支部幹事会・ワーキング会議だより10
- ◆ 日本科学者会議会則の全文改正案について11
- ◆ 近畿の催し物案内：「JSA 近畿 No.93.10」14

<支部ニュースの発行No.の訂正願ひ>

今年度の支部ニュース発行No.の数値が間違っていますので訂正願ひます。8月号：No.388→390, 9月号：No.389→391, 10月号：No.390→392, 11月号：No.391→393, 12月号：No.391→394. 申し訳ありませんでした。(支部ニュース編集担当幹事)

年度末が近づきました。今年度会費の納入をよろしく願ひします。

新年のご挨拶

日本科学者会議京都支部代表幹事 宗川吉汪

2017年の年頭に当たりご挨拶申し上げます。

今の憲法が施行されたのは1947年5月3日ですから、今年は施行からちょうど70年の節目を迎えることになります。お正月に頂いた年賀状で、多くの方が憲法改悪を心配していました。安倍政権は、特定秘密保護法（2013.12）や戦争法（2015.9）を成立させ、さらに共謀罪の成立をはかっています。そして、総仕上げとしての憲法改悪をねらっています。

軍学共同のために2017年度予算では110億円が計上されました。16年度の6億円から18倍に膨れ上がることになります。これまで、大学で軍事研究をすることなど、考えられもしませんでした。大学が戦争に協力したことへの痛切な反省の上に立って戦後の大学は出発したからです。その土台に憲法9条があることは明らかです。

われわれ日本国民は、戦争を放棄し、陸海空軍その他の戦力は保持しない、と決めました。あらゆる戦力を保持しないと決めた国の大学で軍事研究が行えるはずはありません。軍事研究は明白に憲法違反です。

科学者会議は、会員それぞれの専門分野から科学の社会的機能を研究し、それに基づいて科学者の社会的責任を果たす役割を担っています。科学の戦争利用を阻止する、これは科学者の社会的責任の基本にあると思います。

憲法9条を何としても守り抜きましょう。多くの市民や市民団体と連携して科学者会議もその一翼を担っていきましょう。年の初めにあたり、ご挨拶申し上げます。

52期第3回 全国常任幹事会報告

全国常任幹事 左近 拓男

昨年は京都での21総学ではお世話になりました。たくさんの方々にご協力・ご参加いただきありがとうございました。今年も一層のご協力をよろしく願います。

さる2016年12月17日（土）13:30～18日（日）15:30に、明治大学駿河台リパティアー・タワーにて第3回全国常任幹事会議が行われました。主な議題は、1.「組織改革特別委員会報告と提案」、2.「52期活動の中間まとめと今後の活動」です。1.については第1WG（組織改革、会則、あり方）、第2WG（研究基金、財政、会計処理）、第3WG（専従パート職員問題）の3つのWGで5月の大会以降

議論し、改革案をまとめ、それらについて常任幹事会で議論しました。第1WGの組織改革については、会則改正試案が提案され、常任幹事会、幹事会を幹事会の一本立てにし、幹事推薦は地区推薦とすることが提案されました。複数の常任幹事から「幹事は各支部から1名ずつ出すべきだ。支部を大事にして欲しい」といった意見が出されました。他方で、会員数の減少に見合った会の検討も重要との意見も出されました。地区の再編統合も議論になりましたが、現行の状態でも東北や北海道など地区会議を行うのが大変であるのに、さらに統合となると地区会議を持つことが大変であり、また地区

として各支部の細部まで目配りができなくなるとの意見も多数ありました。他に重要な論点としては、大会にメリハリをつける（会の運営の議論，研究シンポを交互に行う），諸任務の任期の明確化，会則改定，会則前文を「JSA 憲章」として練り上げる，などがありました。

第 2WG 関連では，従来の「会計処理基準」を，事務局構成員ならびに職員が使いやすいように会計規則とマニュアルに分割して整理されました。監事と会計監査に関しては，会計監査委員→会計監査，総務財政部長は事務局長の統括のもとに業務を行うなど。他にも慎重な議論が必要なので次年度以降も継続審議となります。また，研究基金に関しては従来の研究基金準備委員会は廃止して，研究基金会計は特別会計の一項目として移行することとなります。研究助成は 2018 年度以降に実施を目指すこととなりました。募集する研究は，科研費レベルのように採択率 1/3 程度に厳選したものを採択せよという意見がある一方，科学者会議でなければならないような横断的・社会科学的な研究を重視すべき，科研費など公的資金で陽の当たらないような研究に援助すべきとの意見も出ました。

第 3 WG 関連では，職員の雇用についての議論がなされました。事務局職員が安心して仕事できる環境を整える。就業規則の整備。使用者側の責任の明示。指揮，命令系統の整備。会員からの連絡や要望が直接職員に行っている。労働時間の厳守を求める。労使交渉も今後行う。フレックスタイム制の導入，条文化で明確化，などの意見が出ました。

2. 「52 期活動の中間まとめと今後の活動」については，組織改革と連動した議論になりました。「日本の科学者」については，いくつかの論題（価値中立論，原発問題など）について意見が挙げられました。重要な問題については 22 総学などの学術的集会とも連動させて議論をしていくとの方向性が打ち出されました。学術体制部の諸委員会については，特に大学問題委員会が 6 名と，他の委員会の平均（10 名）よりも少ないので，委員の増加が求められました。近年では国立は運営費交付金の縮小，文部科学省からの幾多の「要望」，軍学共同などの諸問題があるので，さらに活性化が必要との意見が出ました。2016 年 11 月には若手研究者の総学が神奈川で行われましたが，今後は，春の学校や夏の学校などの若手，院生の取り組みに全国の若人が参加していくように各地区や各支部でも支援していただきたいとのことです。

この常任幹事会の冒頭に，全国代表幹事の朴木さんから「JSA の女性の比率が少ない。21 総学の女性研究者・技術者分科会でも「(JSA は) おじさんがやっている会議だと思っていた」との意見も挙がった。」JSA 自体の女性の比率を上げるようにと要望されました。さらに，「軍学共同が問題となっているが，科学の立場はどのような状況に立たされているか精査し，問題を提起できるのは JSA 以外の団体ではなかなかできない。困難を乗り越えつつ，社会全体の問題を解決できるような活動を共にしましょう。」と，今後の JSA の活動への期待も述べられていました。

関西技術者研究者懇談会 12 月例会（12/26）報告 京都・城陽の東部丘陵”開発 “を考える

亀井成美

日時：2016 年 12 月 11 日（日）14:00～17:00

場所：JSA 大阪事務所

参加者：9 名

京都・城陽の東部丘陵”開発 “を考える

亀井成美氏

城陽市は京都市と奈良市の中間に位置する木津川沿いの町で，青谷梅林の梅やお茶

の産地としてその名を知られている。町の東部丘陵地帯は古琵琶湖時代、湖から流れ出る川道にあたっていた。そのため、このあたりの地質は川が運んできた土砂が堆積したもので、1960年代頃からの高度成長期に良質のコンクリート用砂利としてどんどん採掘されていった。

無謀な砂利採集は保安林を浸食し、雨が降ると泥流が下流の住宅を襲い、通学に竹馬を使わなければならない状態であった。

1990年代に入ると、砂利を採集した跡地に産業廃棄物が不法投棄されるようになり、この付近の井戸や城陽市の水道水の水源である井戸までも水銀に汚染されてしまった。

このような採集業者の無法ぶりに、住民は1967年「山砂利公害絶滅町民会議」を、2005年に「城陽の水と土を考える会」を結成して京都府や城陽市に働きかけた。

2006年城陽市議会は産廃撤去を決議、業者にダンプ3000台分持ち込んだ産廃の内、300台分を撤去させた。

しかし地下水汚染への市の対応は鈍く、「ただちに健康への影響はない」「自然由来と考えられる」などと原因調査をする気がみられない。そして2014年第1浄水場2号井戸で水銀の値が基準値を超えたため、取水を停止した。

その上、城陽市は新名神高速道路がこの上を開通する機会に、新都市開発を計画している。まさに「産廃上の楼閣」と云わなければならない。

討論

★違法な保安林伐採に、府は「150回を超える行政指導をしてきた」と弁明。

★業者の井戸で2005年から2008年にかけてヒ素の濃度が基準値の10数倍に跳ね上がった。

★水道水については厚生労働省の指針で「水源から給水栓まで、水質管理を」とある。

★違法、無法を許したままでは、健全な「都市建設」にはならない。

これからの日程

2017年1月15日(日) 「改憲をめぐる素朴なQ&A」を中心に 神田靖子氏
(注：1月例会は第3日曜日に変更です。)

(文責：山口進次)

『日本の科学者』読書会 12月例会 (12/20) 報告 12月号特集: 「課題山積みの東京オリンピック・パラリンピック—開催が歓迎される大会にするために」 レビュー: 科学価値中立擁護論批判

標記例会が12月20日午後3時より支部事務所で開かれた。参加者7名。12月号特集より3篇、レビューより1篇の論文が取り上げられた。

石出法太・石出みどり「オリンピックの課題—近代オリンピック120年の現在」
(報告: 鈴木博之)

特集の最初の論文として、近代オリン

ピック120年の歴史の概要と問題点を総括的に指摘した論文である。問題点として、巨額の経費で立候補都が減少している問題、商業主義によるスポンサー企業優先の弊害、放送権料の高騰で競技時間が放映時間による悪影響を受けている問題、アマチュア規程を廃止してプロ選手の参加を認めた問題点、国家ぐるみのド

ーピング問題，オリンピック憲章に反して国家間の国威発揚の場となっている現状，政治がらみで参加国数が変わる問題，オリンピックが戦争の影響を受けたり，休戦に役立ったりした例などが紹介されている．少し羅列的すぎる感を受けた．次の東京オリンピックでこれらの問題が少しでも解決に向かって前進することを期待したいところであるが，とても無理な注文に思える．

青沼裕之論文「東京オリンピック・パラリンピック開催と『国民のスポーツ権』について考える」(報告：山口進次)

2020年東京で開催予定のオリンピック・パラリンピックについて，安倍政府は「日本再興戦略2016」の目玉の一つとして「スポーツの成長産業化」が位置づけられ，大学までも「スポーツの産業化」の枠に組み込まれようとしている．反面，収益と無関係で時に対立する「教育」の観点は非効率として排除している．

このような国の動きに対して，著者はオリンピック憲章，日本国憲法，スポーツ基本法，ユネスコの体育・スポーツ国際憲章などに謳われている「国民のスポーツ権」の理念からオリンピックは平和が主眼であり，金儲けを目的にはいけない．またスポーツの実践はトップアスリートだけのものではなく，すべての人々の権利であり，誰でもが参加できる地域スポーツの振興に，もっと力を入れるべきであると主張している．

スポーツ未来開拓会議中間報告では他産業との融合などによるビジネスの創出を提案しているが，早速，今回の国会で強行採決されたカジノ法は，オリンピックとカジノの融合であろうか．

長田菜美子「パラリンピック自国開催を迎えるにあたり—障害者の『スポーツの権利』について考える」(報告：福島知子)

2011年に「スポーツ基本法」，2012年には「スポーツ基本計画」が策定され，2020年東京オリンピック・パラリンピックの開催も決まっている．障害者のスポーツを取り巻く環境は少しずつ改善の傾

向にあるが，振興費用の捻出や指導者養成等，わが国の障害者のスポーツの権利擁護という根本的問題として考える必要がある．スポーツは障害の有無に関わらず平等に与えられるべき権利だからと長田氏はまず述べている．

パラリンピックの認知度は，インターネットのアンケートによると，パラリンピックという名称の認知度は98.2%と高かった．しかし，内容を正しく理解している人は非常に少なく，「どの種類の障害者がパラリンピックに参加するか？」の質問項目では，肢体不自由・視覚・知的の三障害がパラリンピック競技の対象であり，聴覚・発達・内部・精神の障害は対象に含まれていないことを回答した人は0.5%にすぎなかった．

聴覚障害者による総合国際競技大会としてデフリンピックが，知的（発達）障害者の様々なスポーツトレーニングと競技会を提供している国際的スポーツ組織であるスペシャルオリンピックスがあり，パラリンピックとは別に開催されているが，いずれも障害者スポーツの国際的な大会である．

リオ・ソチパラリンピックに出場した日本選手団の選手とコーチとスタッフに対する実態調査から，①経済力，②指導者の育成・サポート体制の構築，③環境の整備（練習場所の確保）が不可欠であり，三つをバランスよくクリアし，維持できる選手が競技性を高め，スポーツを続けられる傾向にある．

障害者スポーツは，パラリンピック選手に視点が集中する傾向にある．障害者スポーツの振興がうたわれるのは，障害者のスポーツの権利が阻害されてきている人がいるからであると長田氏は明言する．パラリンピックありき，トップアスリートありきではなく，障害者がスポーツを楽しみ，障害者スポーツの拡大をその先に見込めることが重要である．パラリンピックは，障害者スポーツが注目される良い機会である．トップアスリートを産み出した全障害者のスポーツの権利

を社会に発信する媒体となることを望みたいと長田氏は結んでいる。

宗川吉汪「科学価値中立擁護論批判」(報告：宗川吉汪)

本論文で著者は、「価値中立」「没価値」「価値自由」を、価値の選択あるいは評価が停止もしくは禁止された状態、と定義した。敬虔な信仰者にとって、神は信仰の対象であって、価値選択や価値評価の対象ではない。信仰の世界では、神は絶対価値の真理であり、価値中立である。科学価値中立論者にとって、科学的「真理」は価値選択や価値評価の対象ではなく、価値中立である。科学の価値中立説は容易に科学神話・科学信仰に転化する。3・11 原発事故は「原発安全神話」を崩壊させただけでなく、同時に、科学神話・

科学信仰をも崩壊させた。科学を人類進歩に奉仕させるためには、科学的「真理」も価値評価の対象にしなければならない。

軍学共同で問題になっている科学技術のデュアル・ユース論は「価値中立論」とは無縁で、科学の利用についての階級間の利害対立である。核兵器は、われわれにとってマイナス価値の「悪」以外の何ものでもないが、戦争勢力にとってはプラス価値の「善」である。反科学論者は「階級価値」という価値評価基準をもたないため、科学をすべて「悪」と決めつける。

われわれ科学者が、科学価値中立論に惑わされて科学の価値評価を放棄すると、科学技術の権力独占や反科学論に対抗できないことになる。

『日本の科学者』第4回近畿地区サポーター会議報告

2016年12月23日(金)13:30から3時間、JSA 京都支部事務所にて、近畿地区サポーター会議が開かれた。京都支部からは、小野さん、清水さん、宗川さん、前田の4名、大阪支部から2名、滋賀支部、兵庫支部から1名ずつが出席した。

最初にいつもの通り、メンバーの近況報告を交換し合い、その後、長野編集委員より、編集委員会の議事が下記の通り、報告された。

2月号に「読者の声」改ざん問題についてのお詫びと説明が載る。「読者の声」への投稿専用アドレス jjscoment@jsg.jp が開設されたので、「読者の声」を投稿してほしい。「論文賞」については、来年の大会に編集委員会から規程案を提出して実施することになった。2017年1月号から12月号の論文が第1回の論文賞対象となる。Web ページについては、オピニオンに限らず、JJS のHP を独立させて、機動力を高めることを、12月17日18日の常任幹事会で編集委員長から提案した。掲載するコンテンツは、毎号の目次とハイライト論文、オープンアクセス論文、サポーターコンテンツ

(カラー図など)、読者の声、投稿規程など。長野は将来的にはオンラインジャーナルを目指すべく考えている。特集企画が相変わらず遅れ気味である。12月現在、2017年6月号の企画までしか決まっていない。近畿地区サポーター会議からも特集の企画案を出してほしい。特集企画以外の論文の査読が成されるようになった。査読審査を経た論文については、1月号から受付日と受理日が載るようになった。ほとんどの特集企画において、編集工程表に定められた日程が守られておらず、原稿受付から入稿までの時間的余裕がない。そのため、説明不足の用語の使用などが目立つ。3月号特集企画ではキーワード解説のページが実現する予定。

その後、11月号と12月号の合評会がもたれた。

<11月号>について

・中東問題、西山氏談話室の自主投稿が好評。草野氏レビューは一般投稿。西川氏論文は校正不十分。

・京都支部の読書会での感想。「アラブが身近に感じるようになった」「3.11も影響を受けている」「挫折も似ている。日本の

安倍とアメリカのトランプ」

- ・末近論文「ユーフォリア」「サイクス＝ピコ協定」「ブリグジット」(ブリテン＋イグジット)が説明不足. 内容としては, 中東の現状を理解するにはいい論文.
- ・錦田論文「ガザが受けた不当な攻撃の歴史. 論文は今の問題を扱っていて, 歴史や中東全体との連関が分からない」
- ・岡野内論文「中東問題からはずれている」「グローバルイゼーションの問題」
- ・全体として, 中東問題全体を俯瞰する論文があるとよかった.
- ・西川論文「機会損失モデル」がわかりにくい.
- ・草野論文「なぜ今この話題なのか」「このレベルに太陽光を広げる必要性はあるのか」「科学の発展を考慮していない. 家庭レベルでの取り組みを全否定されている感じがする」「自然エネルギーも, 太陽光パネルや風車の公害など問題がある」「一方ではその改善も進んでいる. 国の助成や産業化支援が重要」
＜12月号＞について
- ・京都支部の読書会では, 「石出論文は総括的でよかった。」
- ・「オリンピックとスポーツの権利の関係が不明. スポーツ権の頂点にはいるのがオリンピックか」「散歩の権利」を確保するほうが先.
- ・スポーツ権といいつつ, その権利について深い議論がなされていない.
- ・「パラリンピック」は見て楽しむものではなく, 障害があるのに頑張っているとらえてしまう. その意味で, 「オリンピック」と一緒にするものではない.
- ・「談話室」で, オリンピックとパラリンピックは同時開催, 同時閉会を主張しているのはよい.

- ・リハビリは失った機能の回復. スポーツは残っている機能を高めるようにトレーニングする. 両方やるのがいいが, 一方だけやることで無理がでないか.
- ・米国の放映権が開催時刻などを決める要因.
- ・萩原論文「都民の目で考える」が一番よかった. 商業主義の批判的視点.
- ・榎木論文 p.41 「罰則の重さは軽さではないか」「宗川論文とセットになってよかった」
- ・宗川論文「デュアルユースに触れた点で結果的にタイムリーだった」
- ・「結論が分かりにくい. 技術が価値中立ではないのは分かるが, 科学的事実について価値判断ができるのか.」(宗川)「価値中立とは価値判断しないということ. すべての真理を価値判断の俎上に乗せるということ. 社会科学だけでなく, 自然科学も価値中立にしてはならない.」
- ・「科学と技術では価値判断が違っているのではないか.」(宗川)「科学と技術は区別ができないのではないか.
- ・「防衛省のお金で研究するのは許されないが, 同じ研究を科研費で行うのはいいのではないか. 応用になって初めて軍事研究になるのではないか.」
- ・アメリカ化学会 Top 10 trends driving Science でも, 「科学は純粋に好奇心だけで営まれているのではなく, 経済や社会, 政治から影響を受けている. それを意識しないと, 潮流に流される」と指摘している.

最後に, 次回サポーター会議を2月11日(土)13時30分から京都支部事務所で開催することを決めて, 閉会とした.

(文責: 2016年度世話人 前田耕治)

『21 総学 女性研究者・技術者分科会(9/4)』報告(その4)

岸田未来: 出産・子育ての期間をどう考えるか

—子育て中の女性研究者の立場から—

21 総学女性研究者・技術者分科会は, パネルディスカッション方式で4名の登

壇者が、女性研究者が直面する「子育てと研究（職業）の両立」について、現状の問題点および課題克服に向けての展望を報告していただいた。

四人目の登壇者である岸田未来氏は、「出産・子育ての期間をどう考えるかー子育て中の女性研究者の立場からー」というタイトルで、ご自身の子育て経験をもとに、家事・育児と研究遂行の両立は、夫婦間の理解と協力が必要という点を中心に報告された。現在はかつてと比較して、女性研究者・技術者が働きながら子育てを行うことは容易にはなっており、そのようなロールモデルも見つけやすい状況となっている。しかし、家事・育児の負担という点からみれば、妻の方に偏りが大きく、それが女性側への物理的・精神的な負担を大きくしている。子育ては、そもそもエネルギーを相当に費やす

ライフイベントであり、その負担を根本的になくすことは不可能であるが、夫婦間の協力と分担によって、夫婦ともにストレスが少なく、子育てを楽しめる期間にできるのではないかと。その実行のために、岸田氏は、夫に4か月の育児休暇を取得してもらい、出産直後より夫婦共同で育児を行なわれたことが、夫婦間の話し合いや相互理解にとって非常に有効だったとのこと。ただし、夫婦間でいくら家事・育児を上手く分担できたとしても、職場の研究・教育条件そのものが研究者間の競争を促し、仕事の負担を増やしていく状況では、根本的な問題解決にはつながらないと指摘。やはり、社会全体で仕事の負担を見直す、ワークライフ・バランスを追求する行動も、特に今現在では強く求められているのではないかと結ばれた。

(文責：福島知子)

1月・2月の支部関連行事の案内

1. 1月読書会

日時：1月17日（火）15：00～17：30

『日本の科学者』1月号，若手特集

担当：中村公彦さん：境論文「危機に置かれる学生の経済実態」，佐藤論文「若手研究者のライフコースの困難について」

福島知子さん：鈴木論文「学生の就職難と賃金問題」

2. 第9回支部幹事会

日時：2017年1月17日（火）18:00～20:00

3. 第6回 松ヶ崎科学トークカフェ

日時：1月27日（金）18：30～20：30

場所：京都工芸繊維大学プラザ KIT（正面西門衛所裏）

演題：私たちの生活を支えるセラミックスー瓦，陶磁器から先端材料までー

講師：塩野剛司さん（京都工芸繊維大学材料化学系准教授）

参加費：無料

科学トークカフェ実行委員会主催，JSA 京都支部京工織大分会共催

4. 第20回自然科学懇談会

日時：1月28日（土）13：30～15：30

場所：京大楽友会館 2階第1・2会議室

話題提供：田邊晃生さん（(株)三共合金技術顧問，金属化学）

テーマ：「超耐熱合金開発の試みー化学結合論・認識論の視点」

5. 第9回支部ワーキング会議

日時：2月3日（金）13:30～15:30

6. 「学校統廃合と小中一貫校」を考える全国集会

日時：2月26日（日）10:00～

場所：キャンパスプラザ京都

連絡先：藤本文朗（電話：075-541-5270）

寄稿： 憲法を暮らしに生かす科学の目 — 裁判官の良心と内心の自由 —

富田道男

昨年の暮れに地域の小さな勉強会で、「原発裁判における裁判官の良心の在りようを問う」という話をする機会がありました。話の内容は、大飯原発3、4号機の運転差止の判決（2014年5月21日、福井地裁）を下した樋口英明裁判長他二名の裁判官の判断の根拠を基にして、川内原発1、2号機（鹿児島地裁）と高浜原発3、4号機（福井地裁、大津地裁）に対する運転差止仮処分申請の審理を担当した裁判官それぞれの判断において示された良心の在りようを批判するというものでした。話は、裁判官の職権行使を規定する憲法第76条第3項「すべて裁判官は、その良心に従ひ独立してその職権を行ひ、この憲法及び法律にのみ拘束される。」に対する私の理解から始めましたが、後の質疑のとき、良心の在りようは内心の自由の問題だと思うので、それを批判するというのは如何なものか、という意見が出されました。同様の意見は、昨年京都で開催された21総学の分科会において、同じ趣旨の講演をした時にも出されました。そこで普段あまり馴染みのないと思われる良心と内心の自由について少し考察してみることにしました。

簡潔な憲法第76条第3項の記述を解説する際には、良心の意味として、広辞苑の説明「何が善であり悪であるかを知らせ、善を命じ悪をしりぞける個人の道徳意識。」を採用することにしています。

個人の道徳意識は確かに内心すなわち心のうち（広辞苑）の事柄ではありますが、裁判官の職権行使を規定する中での良心においては、しりぞけるべき悪は、憲法に述べられている個人の基本的人権や学問の自由など国民の諸権利を侵害する事項でなければなりません。従って、これらの諸権利を侵害することが明らかな事項を悪とししりぞけない裁判官の職権行使に対しては、その良心の在りよう、すなわち裁判官としての道徳意識の在りようは国民的に非難されてしかるべきだと思います。そしてこのことは、憲法上強固な身分保障を有する裁判官の職権行使に対する国民の批判・接し方の一つだと思います。

学問の自由とともに、思想・信条の自由も個人の内心の自由に属する事項です。しかし、個人の生命の安全や自由を侵害する行為を正当化する思想・信条は、社会的に非難されて、受け入れられることはありません。これと同じように、憲法に保障された国民の諸権利を侵害する事項を悪として退けない裁判官の良心の在りようは、内心の自由の問題として避けることなく、国民的批判により正さなければ国民の諸権利を法により守ることは出来ないのではないのでしょうか。

沖縄県の辺野古において、仲井間前知事の公有水面埋め立て許可を翁長知事が取り消した事件を巡る裁判では、2016年

9月16日の福岡高裁那覇支部の判決を不服とした県が、環境や県民生活を守るためめり立て承認を取り消すのは地方自治の本旨であり、国の対応は憲法違反であるとして最高裁に上告しました（京都新聞12月21日社説「県民の安全を誰が守る」）。最高裁第二小法廷は、一度も弁論を開かずに県側の上告を棄却し、2016年12月20日、県側敗訴が確定しました。この上告審を担当した鬼丸かおる（裁判長）、小貫芳信、山本庸幸及び菅野博之の各裁判官の良心の在りようは、憲法の保障する国民の生存権侵害の存否を弁論を

開いて自ら確かめることをしなかったという点で、怠慢の誹りを免れがたく厳しく非難されて当然だと思います。

このように「良心に従い独立して職権を行なう」ことのできない裁判官は、もはや法の番人とは言い難いので、憲法第79条第2項に基づく次の国政総選挙の最高裁裁判官審判において、該当する裁判官に✕印を付ける国民的運動を展開し、裁判官をやめてもらいましょう。裁判所という機関の判断とは、審理を担当した裁判官一人ひとりの判断であることを肝に銘じておきましょう。

◆◆◆◆ 支部幹事会・ワーキング会議だより ◆◆◆◆

第8回幹事会（12/20）および第8回ワーキング会議（1/8）の報告

1. 会員の現況（1月8日）

一般会員 240、家族割り特別会費会員 4、若手会員 7、若手特別会費会員 19、
会員合計 270、読者 4

2. 会費納入状況（1月8日現在）

16年度会費未納者：一般 42/240、家族割 0/4、若手 6/7、若手特別 11/19
15年度会費未納者：一般 8、若手 0、若手特別 6
14年度会費未納者：一般 1、若手特別 2

3. 京都支部学術集会開催について

支部総会にあわせて支部学術集会を開催します。12月号掲載の1stサーキュラーをご覧ください。積極的に応募下さい。締め切りは4月6日です。

4. 組織拡大について

対象者名簿を作成しています。対象者のお名前をぜひ幹事までお寄せ下さい。

5. 団体署名について

福島原発事故の被害地からの自主避難者を支援する原発賠償訴訟原告団から、京都地裁に対して公正な裁判を求める団体署名の要請があった。署名することにした。

6. 12月～1月の支部関連行事（支部ニュース12月号発行（12/13）以降）

12月20日（火）12月支部読書会
12月20日（火）第8回支部幹事会
12月23日（金）JJS近畿サポーター会議@京都支部
12月23日（金）JSA-ACT（中長期気候目標研究委員会）研究会@京都支部
1月8日（日）第8回支部ワーキング会議
1月8日（日）支部新年会
1月9日（月）近畿地区会議@大阪支部

（文責：宗川吉汪）

日本科学者会議会則の全文改正案について

全国事務局から JSA 会則の全文改正案が送られてきました。5月の大会に提案される予定です。全国事務局あるいは京都支部幹事に意見をお寄せください。

改正案

(前文)

科学を人類に役立て正しく発展させていくことは、わたしたち科学に携わる者の共通の任務です。

わたしたちは、日本の科学の進歩と平和・独立・民主主義・人びとの生活向上のために努力してきた科学者の伝統をうけつぎ、科学の発展を妨害するものとたたかい、科学を正しく発展させ、科学者の責任をはたすため、専門別、地方別などのわくをこえ、世界観や研究方法のちがいをこえ、日本の科学者の誇りと責任の自覚にたって、日本科学者会議に結集します。

この会は、会員ひとりひとりの創意と自発性が発揮できるように、民主的に運営されなければなりません。すべての会員は、会がその目的をよくはたすことができるように、力をあわせる義務をおいます。

(名称)

第1条 この会の名称は「日本科学者会議」で、事務所を東京都文京区湯島 1-9-15 におきます。

(目的) (現行の「2.目的および事業」を分割表示)

第2条 この会は、つぎの目的をかかげます。

- (1) 日本の科学の民主的発展に努め、その普及をはかります。
- (2) 科学者の生活と権利をまもり、研究条件の向上と研究の組織・体制の民主化に努め、学問研究と思想の自由をまもります。
- (3) 科学における各分野の相互交流および国際交流を進めます。
- (4) 科学の反社会的および軍事的利用に反対し、科学を人類の進歩に役立たせるよう努力するとともに、国内国外の平和・自由と平等・民主主義・社会進歩・生活向上のための諸活動との連帯をつよめます。
- (5) これらの役割を将来に向けて担っていく科学者を育成します。また、広く科学的精神をもった青年の育成につとめます。

(事業)

第3条 この会は、前条の目的をはたすため、つぎの事業を行います。

- (1) 機関紙誌その他の文書の発行
- (2) 総合学術研究集会の開催
- (3) 研究会、討論集会、講演会の開催
- (4) 海外との学術交流
- (5) その他この会の目的をはたすために必要な事業

(会員) (現行の第4条と第5条を合わせ、第4条とし、同6, 7, 8条を4条の項にする。)

第4条 (1) この会は会則をみとめ所定の会費をおさめる科学に携わる者(研究者、教育者、技術者、医師および弁護士などの専門家、大学院生、学生、ならびに科学に関心を有する市民など)を会員とする全国(単一)組織です。入会には、会員一名の推薦と、支部の承認を要します。

(2) 会員は会のすべての事業に参加でき、機関紙誌の配布をうけます。

(3) 会の目的に反し、または会費を一年以上滞納したばあいは、支部の決定により、会員の資格を失うことがあります。その決定に不服のばあいには、幹事会に異議を申し立てることができます。

(支部) (現行の 10 条の支部記述を 5 条に移動)

第 5 条 この会は都道府県ごとに支部をおきます。支部大会は一年に一回以上開かれます。支部幹事は支部大会で選ばれ、支部幹事会は支部代表幹事若干名を互選します。

(分会・班) (現行の 11 条の記述を 6 条に移動し、地域別の前にあった「原則として」を削除するとともに、「おきます」を「おくことができます」に変更)

第 6 条 支部には、地域別または職場別に分会（もしくは班）をおくことができます。

(地区) (現行 1 条の 2 を 7 条に繰り上げし地区を新たに規定します。現行の「・・・活動促進のために大会の決定により、地区をおくことができます。」を削除して、下線部分を挿入)

第 7 条 (1) この会には、支部の間の連絡・調整や地域に共通する課題に対する活動促進等のために地区をおきます。地区の組織およびあり方等は、別に定めます。

(2) 地区は、所属する各支部の代表一人（または事務局長）が参加する地区会議を一年に二回以上開催することとします。地区会議について必要なことは別に定めます。

(大会) (現行「4. 機関」を「大会」に変更)

第 8 条 (1) この会の最高機関は大会であり、定期大会は毎年幹事会の招集によって開かれます。ただし、幹事会が必要と認めればあいいには、臨時大会を開くことができます。また会員総数の三分の一または支部の三分の一が要求するばあいいには、臨時大会を開かなければなりません。

(2) 大会は支部から選出された代議員によって構成され、代議員の過半数の出席によって成立します。大会の決定は出席者の過半数の賛成を必要とします。代議員の選出方法は別に定めます。(現行の 2 項を削除し、3 項を 2 項に繰り上げ)

(3) 大会は、大会と大会のあいだの活動を総括し、会の活動の基本方針を定め、予算、会費を決定し、決算を承認します。

(4) 大会において選出される会の役員は、その任期を二年とします。ただし、原則として、連続して二期を超えることはできないものとします。

(現行の 2 項「大会は、運動方針、予算、会費の決定、決算の承認、幹事および会計監査委員の選出をおこないます。」の代わりに、3, 4 項を挿入し、任期を明記する。)

(代表幹事) (現行の 9 条の幹事会規定は 11 条に移動し、かつ常任幹事会は削除する。現行の 9 条(4)を 9 条とする。その際、「代表幹事は常任幹事会の提案により」以下を変更する。)

第 9 条 代表幹事は会を代表します。代表幹事は一年に三回以上幹事会を招集します。

(幹事会出席は自明なので記載しない。)

(会計監査) (現行の 8 条(2) にあった会計監査を 10 条に規定する)

第 10 条 (1) 大会は、会計監査の選出を行います。

(2) 会計監査は、毎年、会の財政活動について、必要な監査を行い、その結果を幹事会および大会に報告します。

(幹事および幹事会) (現行の第 9 条の内容に関わるが、常任幹事会を廃止し、従来の常任幹事会の規模に相当する幹事会を新たに設置するので、変更となる。過半数とするか 3 分の 2 とするかは未定。)

第 11 条 (1) 幹事は、地区の推薦する者および大会が選出する者をもって、大会が

承認するものとします。幹事の人数および選出手続は別に定めます。

(2) 幹事会は大会の決定に基づいて会の運営にあたります。

(3) 幹事会は幹事の過半数（3分の2）の出席によって成立し、決定は出席者の過半数（3分の2）の賛成を必要とします。

(4) 幹事会は代表幹事若干名を互選します。

(5) 幹事会は、毎年度の予算を決め、決算報告を承認します。

（事務局及び事務局長）

第12条 (1) 幹事会のもとに事務局をもうけ、事務局長、事務局次長をおきます。事務局長、事務局次長は幹事会で互選します。

(2) 事務局長は、事務局を統括し、事務局職員を指揮します。

(3) 事務局の構成は、幹事会が決めます。

(4) 事務局の活動は、必要に応じて代表幹事の指揮・監督を受けます。

（研究委員会及び問題別委員会）（現行の第12条が13条に移動。現行の13条の参与の規定は廃止。）

第13条 この会は全国および支部に、科学上の理論的課題の究明のための研究委員会を設け、また科学者の当面する社会的・政治的・経済的課題に応えるための問題別委員会をおくことができます。これらの委員会の運営上の責任は、それぞれの委員会の長が負います。

（機関誌編集委員会）（現行の第9条2, (1), (2)を14条に移動）

第14条 (1) 幹事会は、機関誌『日本の科学者』の編集のために『日本の科学者』編集委員会を設け、編集委員長および編集委員若干名をおきます。

(2) 編集委員長は、幹事会で互選し、編集委員は、幹事会が承認します。編集委員長は、第12条の事務局に加わります。

（財政）（現行の「5. 財政」第14条を15条に移動）

第15条 (1) この会の財政は、会費、事業収入および寄付金でまかないます。

(2) 会の会計年度は、毎年4月1日から翌年の3月31日までとします。（会計年度の期間変更のうえ会則に規定。）

（会則の改正）

第16条 この会則は、大会出席者の三分の二以上の賛成により変更することができます。

（附則）

1965年12月4日決定の日本科学者会議会則を全部改正し、20〇〇年〇月〇日よりこれを施行する。

2017年5月〇日

日本科学者会議第48回大会決定

JSA の関連する近畿地区の催し

◆ヘーゲル研究会

日時：1月14日(土) 14:00～
 場所：日本科学者会議大阪支部事務所
 (Tel：06-6373-0051)
 地下鉄「天神橋筋六丁目」駅下車 11
 番出口北へ1分
 大山第二ビル(松屋の北隣) 4階
 内容：G.W.F.ヘーゲル『精神現象学』「D
 精神」
 参考文献：平凡社ライブラリー版『精
 神現象学(下)』樫山欽四郎訳
 (今回は訳本下巻の98ページからで
 す)
 報告者：牧野広義

◆関西技術者研究者懇談会例会

日時：1月15日(日) 14:00～17:00
 場所：日本科学者会議大阪支部事務所
 テーマ：「改憲をめぐる素朴なQ&A」
 を中心に
 話題提供 神田靖子氏

◆第104回 北天満サイエンスカフェ

「社会に浸透するAI 何ができて、何
 ができないのか？」
 日時：1月22日(日) 14時～16時
 話題提供：都築 拓さん(人工知能研究
 会)
 場所：北天満会館(中崎町, 天満)

◆第6回チャンプル研

日時1月27日(金) 18:00～
 場所：日本科学者会議大阪支部事務所
 テーマ：マルクスの芸術・人間論
 参考文献：マルクスの言葉 彌生書房
 報告・進行：武田裕司

◆第22回動物園前サイエンスカフェ

「マグロの性格・行動を変える遺伝子
 操作」
 話題提供：玄 浩一郎さん(水産研究・
 教育機構)
 日時：1月28日(土) 14時～16時
 場所：動物園前1番街イベントスパー
 ス(動物園前, 新今宮)
<http://enmae12science.blog.fc2.com/>

◆京都支部第20回自然科学懇談会

日時：1月28日(土) 13:30～15:30
 場所：京大楽友会館 2階第1・2会
 議室
 話題提供：田邊晃生((株)三共合金技
 術顧問, 金属化学)
 テーマ：「超耐熱合金開発の試みー化学
 結合論・認識論の視点」

◆大阪支部 2017 New Year Café～憲
法と多様な性と生～

日時：1月28日(土)13:00時～16:00
 講演：新ヶ江章友さん
 演題：「自民党憲法改正草案とセクシュ
 アルマイノリティ」
 場所：大阪経済大学北浜キャンパス(大
 阪証券取引所ビル3階)
 ナビ：京阪北浜駅(27,28出口)または
 地下鉄堺筋線北浜 駅(北改札口
 B-1出口)から直結
 参加費：お茶代500円

◆第105回 北天満サイエンスカフェ

「気候変動枠組条約 パリ協定がめざ
 すもの」
 日時：2月19日(日) 14時～16時
 話題提供：早川光俊さん(地球環境市
 民会議 CASA)
 場所：北天満会館(中崎町, 天満)

「JSA 近畿」は原則として毎週発行。会員が個人や小グループで企画する催し案内も掲載します。記事掲載をご希望の方は、各支部事務局までお知らせください。今期の編集は兵庫支部担当です。

